

第二版はしがき

本書の初版の公刊後すでに6年を経過し、今日に至るまで、農業協同組合法はすでに9回にわたる改正が行われている。先般の第189回国会においては、農業協同組合法等の一部を改正する法律等の法律が成立し、平成27年9月4日に法律第63号として公布された。

この度の改正は、戦後の農業協同組合法にアメリカの制度にならって導入された専属利用契約の制度や戦後間もなくこれもアメリカの制度を参考に導入された回転出資制度など、協同組合法制上、重要な意義をもっていた制度の廃止をはじめ、昭和29年の改正で創設された農業協同組合中央会制度を廃止する一方、組合の事業目的に関し新たな役割を付加するとともに理事および経営管理委員の構成に関する新たな規制の導入など協同組合制度の性格に変更をもたらす内容の改正を含むものとなっている。このほか、組合の新設分割や組織変更等、いわゆる組織再編行為に係る新たな規定の整備や従来の実務に影響を与える規定の整備など、重要かつ広範な内容の改正が行われている。

平成27年の改正は、経過措置のあるものを除き、平成28年4月1日から施行されることとなっている。そこで、今回の改訂にあたっては、この27年の改正はもとより、初版刊行後の改正内容をフォローした内容になるよう見直しを行った。また、あわせて引用文献についても補充も含めて必要と思われる見直しを行ったほか、本書の初版第1刷以降判明した誤植等についても、この機会に改めさせていただいた。

なお、改正事項によっては、未施行のものがあるが、煩雑になることを回避するため、内容は改正内容が施行されたこと前提に解説をしていることをあらかじめお断りしておく。

新たな内容を追加したことなどもあり相当の見直しとなったが、本書が旧版同様に、読者の皆さんに活用され、理論と実務の双方の進展に多少なりとも貢献できることになれば幸いである。

最後に初版の刊行以来多大の配慮をいただいた経済法令研究会の菊池一男

氏をはじめ、編集部の方々には、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月吉日

明田 作

はしがき

昭和22年に農業協同組合法が公布されてから、60年余の歳月が経過した。立法当時の社会事情・背景は、大きく様変わりし、農業協同組合自体の内容も複雑で膨大なものとなった。

筆者が実務家の立場から農業協同組合法にかかわりをもつようになったのは、昭和50年代の後半のことであるが、幸いにも、それ以来今日に至るまで、農業協同組合法の実務の世界に身を置くことが許されてきた。この間、都道府県中央会等の実務家からの照会等を通じて絶えず刺激を受け、また法律改正の過程を通じ、農林水産省の関係者の方々からも絶えず刺激を受けながら問題意識を持ち続けることができたことを感謝している。

ところで、会社法の議論や業績は、百花繚乱であるが、残念ながら協同組合法の分野に関しては、みるべきものは極めて限られている。参考文献に掲げたように、昭和20年代後半から30年代にかけ優れた解説書や研究があるほかは、40年代から50年代にかけては大塚喜一郎博士の協同組合法の研究業績が残っているだけである。近年では、平成11年に刊行された村山光信弁護士の中小企業等協同組合法の解説書が、判例・学説の紹介を含み体系的なものとなっているほかは、各協同組合法に関する簡単な逐条解説書があるにすぎないのが現状である。

これまで、農業協同組合監査士の受験者のための講義等を通じて、単なる知識を得るだけでなく学習のためのまとまった参考書の必要性を痛感し、また実務家に役に立つような内容の解説書が必要であるとの意識を強くもちながら、途中で頓挫し、早15年ほどの歳月が過ぎてしまった。幸いにも、平成19年に、昭和48年入会後長年勤務した全国農協中央会を辞め、農林中央金庫の嘱託として転出することとなった。それを機会に気持ちも入れ替わるとともに、必要な環境にもご配慮をいただけたこともあり、還暦を迎えるまでにはまとめ上げる決意を固め、ようやくここに至り完成まで漕ぎ着けることができた。

本書の構成は、2編に分け、第1編で、農業協同組合法の法制史を概観し、

第2編を農業協同組合法の解説にあてることとした。第1編で、わが国最初の協同組合の実定法である明治33年（1900年）の産業組合法の立案まで遡って農業協同組合法の沿革を概観したのは、農業協同組合の制度論として側面においては、法制史的な考察も重要であろうと考えたからである。第2編は、本論にあたる部分であるが、そこでは、農事組合法人制度（法第2章の2）、中央会制度（法第3章）、特定信用事業代理業（法第4章の2）および監督（法第5章）を除き、現行農業協同組合法全般について解説をしたものである。

全体として読んで理解しやすいように、出典、引用、その他私見や議論のある部分等については、後注を付して記述した。注書きが多くなり、読みにくくなった部分があるかもしれないが、各自の進んだ学習や研究等に資することができるのではないかと考えている。なお、本編で説明が不足する部分を補う目的と、現行農業協同組合法の理解の助けのために、付録として、原始農業協同組合法の条文と改正履歴を付した。

本書は、ある意味において、筆者が独学で辿った足取りのようなものである。非才を省みずに本書を公刊しようと決意したのは、農業協同組合法の理論と実務に役に立つ解説書が必要であると考えたからであるが、制度論とともに農業協同組合法の理論と実務の双方に多少なりとも貢献できる内容になったのではないかと自負をしている。足りない部分は、筆者のライフワークとして引続き研究を続けていきたいと考えているが、本書に対する識者のご批判等をいただければ幸いである。

都道府県中央会等の実務家および農林水産省の関係者の方々からの刺激をはじめ、新たな環境を提供していただいた農林中央金庫さらには農林中金総合研究所のみなさんの理解がなければ本書が完成することはなかったものであり、ここに深く感謝を申し上げたい。

最後に、本書の出版を快く引き受けていただいた（株）経済法令研究会、そして刊行に当たり大変お世話になった同社の菊池一男氏および大沢竜典氏には、この場を借りて感謝を申し上げる。

平成22年2月吉日

明田 作

追伸

本書の執筆中にも農業協同組合法の改正が行われている。すなわち、平成21年6月10日公布の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(法律第51号)、同月24日公布の「農地法等の一部を改正する法律」(法律第57号)、同日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(法律第58号)、同日公布の「資金決済に関する法律」(法律第59号)による農業協同組合法の一部改正である。農地法等の一部を改正する法律による農業協同組合法の一部改正については、改正を踏まえて本文の記述を改めているが、それ以外の改正によるものは、現時点で未施行であるので、その改正内容は織り込んではいない。したがって、その改正の概要は、本書付録に掲載した改正履歴によって補っていただきたい。

目次

第1編 緒論

第1章●協同組合の意義と性質 ————— 2

- 1 協同組合とは 2
- 2 協同組合の法的性格 6
 - (1) 非営利性 6
 - (2) 社団性 8
 - (3) 法人性 9

第2章●農業協同組合法の沿革 ————— 17

第1節 戦前の協同組合法制 17

- 1 信用組合法案 17
- 2 産業組合法の制定 18
- 3 産業組合法の展開 22
 - (1) 産業組合法の第1次改正 22
 - (2) 産業組合法の第2次改正 23
 - (3) 産業組合法の第3次改正 23
 - (4) 産業組合法の第4次改正 26
 - (5) 産業組合法の第5次改正 26
 - (6) 産業組合法の第6次改正 27
 - (7) 産業組合法の第7次改正 27
 - (8) 第8次改正から最終改正まで 29
- 4 農業団体法の制定 29

第2節 戦後の協同組合法制 37

- 1 農業協同組合法の制定 39

- 2 農業協同組合法の展開 43
 - (1) 法制定後日米講和条約の締結に至るまで 44
 - (2) 日米講和条約発効後，昭和30年代前半まで 45
 - (3) 昭和30年代以降の高度経済成長期 48
 - (4) 低成長経済への移行と金融自由化 51
 - (5) バブル経済の終焉以降 52

第2編 本論

- 第1章●総説 ————— 76
 - 1 立法形式における特徴 76
 - 2 農業協同組合法の意義 77
 - 3 農業協同組合法の特質 78
 - 4 組合の種類と責任組織 79
- 第2章●農業協同組合法と独占禁止法等との関係 ————— 83
 - 1 農業協同組合法と独占禁止法との関係 83
 - 2 民法・商法との関係 85
- 第3章●組合の権利能力と行為 ————— 99
 - 1 組合の権利能力 99
 - 2 組合の不法行為 100
- 第4章●組合の設立 ————— 104
 - 第1節 設立の意義 104
 - 第2節 設立の手續 104
 - 1 創立総会までの手續 104
 - (1) 発起人 104
 - (2) 設立準備会 105
 - (3) 創立総会 105
 - 2 創立総会後の手續 106

(1) 設立の認可	106
(2) 設立事務の引継ぎと出資の払込み	107
(3) 設立の登記	107
第3節 設立の無効	108
第5章●組合の自治法規 —————	114
第1節 総説	114
第2節 定款	115
1 定款の意義と性質	115
2 定款の記載事項	116
(1) 絶対的必要記載事項	117
(2) 相対的必要記載事項	122
(3) 任意記載事項	124
第3節 定款の変更	124
1 定款の変更の意義	124
2 定款の変更の手續	125
(1) 出資1口金額の増額など組合員の責任を加重することとなる定款の変更	125
(2) 出資1口金額を減額し、または出資組合を非出資組合とするための定款の変更	126
(3) 現在の組合員が有する組合員たる地位または共益権の一部を奪うに等しい結果を生じさせることとなる定款の変更	128
第4節 規約	128
第5節 特定事業実施の適法要件たる自治法規	129
第6章●組合の事業 —————	135
1 農業協同組合法の事業の特徴	135
2 事業の目的	135
3 事業の範囲	138
4 員外利用	139

- (1) 員外利用許容の態様と限度 139
- (2) 員外利用規制に違反した場合の法的効果 142
- 5 組合が行うことができる事業 142
 - (1) 農業協同組合法による事業 143
 - (2) 農業協同組合法以外の法律による事業 160

第7章●信用・共済事業に係る業務規制等 ————— 173

第1節 信用事業に係る諸規制 173

- 1 行為規制と利用者保護 174
 - (1) 貯金者等に対する情報提供 174
 - (2) 非貯金商品と貯金等との誤認防止 175
 - (3) 個人情報の保護等 177
 - (4) 内部規則等の整備 178
 - (5) 信用事業に係る禁止行為 178
 - (6) 名義貸しの禁止 180
 - (7) 特定貯金等契約についての金融商品取引法の準用 181
 - (8) 金融商品販売法等との関係 182
- 2 弊害防止措置 185
- 3 利益相反管理体制の整備 187
- 4 ディスクロージャー 188
- 5 大口信用供与等規制 189
 - (1) 規制の対象となる信用供与等の範囲 190
 - (2) 規制比率 194
 - (3) 自己資本の範囲 195
 - (4) 受信側合算 196
 - (5) 適用除外 199
- 6 自己資本比率規制 201
- 7 自己資本比率規制以外の経営諸比率規制 202
 - (1) 自己資本の基準 202

(2) 信用事業に係る資金の他事業に係る資金への運用の基準	203
(3) 貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準	203
8 余裕金運用規制	204
9 他業の禁止	206
第2節 共済事業に関する諸規制	207
1 行為規制と利用者保護	207
(1) 共済契約者等に対する情報の提供	207
(2) 保険契約および金銭債権等と共済契約との誤認防止のための説明義務	208
(3) 利用者の意向の把握等	209
(4) 業務運営に関する具体的措置	209
(5) 内部規則等	211
(6) 禁止行為	211
(7) 自己契約等の禁止	214
(8) クーリング・オフ	214
(9) 特定共済契約についての金融商品取引法の準用	216
(10) 共済代理店についての保険業法の準用	217
2 弊害防止措置	218
3 利益相反管理体制の整備	218
4 ディスクロージャー	218
5 共済契約の変更	218
(1) 契約条件の変更の申出	219
(2) 解約に係る業務の停止命令	219
(3) 契約条件の変更の限度	219
(4) 契約条件の変更に係る総会の議決	220
(5) 行政庁による契約条件の変更案の承認	221
(6) 契約条件の変更の通知等	221
(7) 契約条件の変更の公告等	222

- 6 経営の健全性の基準 222
- 7 共済事業に係る財務・経理の規制 223
- 8 他業の禁止 223
- 第3節 子会社等 224
 - 1 子会社の意義 225
 - 2 子会社の範囲等 225
 - (1) 農業協同組合の子会社の範囲等 225
 - (2) 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等 231
 - (3) 共済事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等 240

第8章●組合員 ————— 246

- 第1節 組合員たる資格 246
 - 1 農業協同組合の組合員たる資格 247
 - (1) 正組合員たる資格 247
 - (2) 准組合員たる資格 248
 - 2 農業協同組合連合会の会員たる資格 250
 - (1) 正会員の資格 250
 - (2) 准会員の資格 251
- 第2節 組合への加入・脱退 255
 - 1 組合への加入 255
 - (1) 組合への加入の意義と性質 255
 - (2) 組合による加入妨害の禁止 255
 - (3) 加入の法律効果 257
 - 2 組合からの脱退 258
 - (1) 組合からの脱退の意義 258
 - (2) 脱退の法律効果 261
- 第3節 組合員の権利義務 265
 - 1 組合員の権利義務の性質 265
 - 2 組合員の権利 265

(1) 共益権 265

(2) 自益権 279

3 組合員の義務 281

第4節 組合員の出資と持分 287

1 出資 287

(1) 出資の意義と性質 287

(2) 出資の種類 288

(3) 出資1口の金額 288

(4) 出資口数 289

(5) 出資の引受けと払込み 290

2 持分 291

(1) 持分の意義 291

(2) 持分の譲渡および持分の共有の禁止 292

(3) 持分の払戻し 296

(4) 組合による持分の取得および質受の禁止 299

(5) 持分に対する強制執行 300

第9章●組合の機関 ————— 312

第1節 総説 312

第2節 総会 314

1 総会の意義 314

2 総会の権限 315

(1) 農業協同組合法が定める総会の専権事項 316

(2) 定款等で定める事項 317

3 総会の招集 318

(1) 招集権者 318

(2) 通知の方法 320

4 議決権とその行使方法 328

(1) 議決権の意義と個数 328

(2) 議決権の行使方法	329
5 議事および決議	335
(1) 議事運営	335
(2) 議長	335
(3) 役員の説明義務	336
(4) 議決の方法	337
(5) 延期・続行の決議	338
(6) 議事録	339
6 決議の瑕疵	341
(1) 決議取消しの訴え	341
(2) 決議の不存在・無効確認の訴え	344
(3) 行政庁に対する取消請求	345
第3節 総代会	348
1 総代会の意義	348
2 総代	348
3 総代会の権限	349
4 総会と総代会との関係	350
第4節 理事および理事会	351
1 総説	351
2 理事	352
(1) 理事の意義	352
(2) 理事の資格	352
(3) 理事の兼任等の禁止	355
(4) 理事の員数	356
(5) 理事の選出と就任	356
(6) 理事の就任の時期と任期	358
(7) 理事の解任等	360
(8) 理事の退任	361

(9) 欠員の場合の措置	362
(10) 理事の職務代行者	363
(11) 理事の報酬等	364
3 理事会	379
(1) 理事会の意義	379
(2) 理事会の権限	379
(3) 理事会の監督権限	381
(4) 理事会の招集	382
(5) 理事会の決議要件	385
(6) 議事録	386
(7) 決議の瑕疵	386
4 代表理事	391
(1) 代表理事の意義と員数	391
(2) 代表理事の選任・退任	392
(3) 代表理事欠員の場合の措置	393
(4) 代表理事の権限とその行使方法	394
(5) 決議に基づかない行為等の効力	395
(6) 代表理事の不法行為	396
5 表見代表理事	399
(1) 意義	399
(2) 表見代表が認められる要件	399
6 理事の義務	401
(1) 理事の善管注意義務と忠実義務	401
(2) 職務専念義務	402
(3) 利益相反取引の規制	403
第5節 監事	410
1 総説	410
2 監事の資格と員数	411

- 3 監事の選出・改選 413
- 4 監事の退任 414
- 5 監事と組合との関係 414
 - (1) 監事の報酬等と退任慰労金 415
 - (2) 監査費用 416
- 6 監事の職務権限 416
 - (1) 総説 416
 - (2) 各個の職務権限等 417
- 7 監事の義務 425
- 第6節 会計監査人 432
 - 1 総説 432
 - 2 資格と員数等 432
 - 3 選任または解任等 433
 - 4 会計監査人の職務権限 434
 - (1) 会計帳簿，資料の閲覧・謄写権 434
 - (2) 理事等に対する報告請求権 435
 - (3) 子会社等調査権 435
 - 5 会計監査人の義務等 435
 - (1) 会計監査人の善管注意義務 435
 - (2) 不正行為等の報告義務 436
 - (3) 総会での意見陳述 436
 - (4) 会計監査人の報酬等 437
- 第7節 経営管理委員および経営管理委員会 437
 - 1 総説 437
 - 2 経営管理委員 438
 - (1) 資格と員数 438
 - (2) 経営管理委員の選出・改選 439
 - (3) 経営管理委員の退任 439

3	経営管理委員と組合との関係	439
4	経営管理委員の義務	440
5	経営管理委員会	440
(1)	権限	441
(2)	会議の招集等	442
第8節	役員および会計監査人の責任	444
1	組合に対する責任	444
2	第三者に対する責任	447
第9節	代表訴訟と違法行為の差止	451
1	代表訴訟	451
(1)	組合員の代表訴訟制度の意義	451
(2)	代表訴訟の対象となる責任	452
(3)	提訴権者	452
(4)	訴え提起の手續	453
(5)	訴訟参加と再審	456
(6)	提訴組合員の権利と責任	457
2	違法行為差止請求	458
(1)	組合員の違法行為差止請求権の意義と性質	458
(2)	差止請求が認められる場合	459
(3)	差止権者と差止の手續	459
第10節	参事および会計主任	466
1	参事	466
(1)	参事の意義	466
(2)	参事の選任・退任	467
(3)	参事の権限	468
(4)	参事の義務	469
(5)	表見参事	469
2	会計主任	470

第10章 ● 会 計 ————— 478

第1節 総説 478

- 1 概 要 478
- 2 農業協同組合法の規定の変遷 479

第2節 会計の原則と会計帳簿 483

- 1 会計の原則 483
- 2 会計帳簿 484

第3節 計算書類の作成等 488

- 1 総 説 488
- 2 計算書類等の監査 489
 - (1) 監 査 489
 - (2) 総会の承認と備置き・開示 491
 - (3) 業務報告書の行政庁への提出 492

第4節 業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧 494

第5節 出資金と準備金 495

- 1 出資金 495
- 2 出資1口金額の減少 497
 - (1) 総 説 497
 - (2) 債権者保護手続 498
 - (3) 無効の訴え 499
- 3 準備金 499
 - (1) 利益準備金 500
 - (2) 資本準備金 501
 - (3) 営農指導・生活文化改善事業資金の繰越し 501

第6節 剰余金の分配 507

- (1) 剰余金の配当 508
- (2) 配当可能額の規制 509
- (3) 損失金の処理 510

第11章●組織変更，合併および分割等 ————— 514

第1節 総説 514

第2節 組織の移行 515

- 1 非出資組合から出資組合への移行 515
- 2 出資組合から非出資組合への移行 516

第3節 組織変更 517

1 意義 517

2 株式会社への組織変更 517

- (1) 組織変更計画の作成 518
- (2) 組合員および債権者に対する措置 519
- (3) 組織変更の効力の発生 520
- (4) 組織変更後の書類等の開示 521
- (5) 組織変更無効の訴え 521

3 一般社団法人への組織変更 523

- (1) 組織変更計画の作成 524
- (2) 一般社団法人になる日 524

4 消費生活協同組合への組織変更 525

- (1) 組織変更計画の作成 525
- (2) 組織変更に伴う組合員の脱退 526
- (3) 組織変更の認可 527
- (4) 消費生活協同組合になる日 527

5 医療法人への組織変更 528

- (1) 組織変更計画の作成 529
- (2) 組織変更計画に係る行政庁の認可 530
- (3) 社会医療法人認定の申請 530
- (4) 医療法人になる日 530

第4節 合併 531

1 合併の意義 531

2	合併の手續	532
(1)	合併契約の締結	532
(2)	合併の事前開示	536
(3)	合併契約の承認決議	541
(4)	債権者保護手續	542
(5)	行政庁の認可と登記	543
(6)	合併の事後開示	545
3	簡易合併の手續	551
	【補論】合併契約等をめぐる諸問題	554
1)	合併契約の変更・解除	554
2)	合併の否決	555
3)	3者以上による合併	555
4)	定款変更等と合併契約	556
5)	損害賠償条項	557
4	合併の法律効果	558
5	合併の差止め	560
6	合併の無効	560
(1)	無効原因	561
(2)	無効の訴え	561
(3)	判決の効果	562
第5節	農業協同組合連合会の権利義務の包括承継	563
1	意義	563
2	権利義務の包括承継の要件	564
(1)	当事者に関する要件	564
(2)	手続的要件	564
3	権利義務の包括承継の効果	567
4	権利義務の包括承継の無効	567
第6節	分割	568

- 1 分割の意義 568
- 2 分割の手続 570
 - (1) 新設分割計画の作成 570
 - (2) 分割計画等の備置・開示 572
 - (3) 債権者保護手続 574
 - (4) 労働契約の承継 574
 - (5) 行政庁の認可 576
 - (6) 分割の効力の発生 577
 - (7) 分割の事後開示 578
- 3 簡易分割 580
- 4 新設分割の差止めおよび無効 581

第7節 事業譲渡 583

- (1) 事業譲渡の意義 583
- (2) 合併および分割との差異 583
- (3) 信用事業の譲渡 585
- (4) 信用事業の簡易譲受け 586
- (5) 共済事業の譲渡および共済契約の包括移転 587

第12章●組合の解散および清算 ————— 591

第1節 組合の解散 591

- 1 解散の意義 591
- 2 解散の原因 591
- 3 解散の効果 594

第2節 組合の清算 595

- 1 清算中の組合の機関 596
 - (1) 清算人および清算人会 597
 - (2) 清算人の選任・解任 597

(3) 清算人および代表清算人 598

(4) 清算人と組合との関係 598

2 清算事務 599

(1) 財産目録の作成と総会の承認 599

(2) 現務の終了 600

(3) 債権の取立て 600

(4) 債務の弁済 600

(5) 残余財産の分配と清算の終了 601

(6) 書類の保存 603

〈付 録〉

参考資料 1. (原始) 農業協同組合法 606

参考資料 2. 農業協同組合法改正履歴 627

事項索引 661

第 1 編

緒 論

第 1 章 協同組合の意義と性質

第 2 章 農業協同組合法の沿革

第 1 章

協同組合の意義と性質

1 協同組合とは

協同組合とは何かについては、思想、学問上の立場・視点によってさまざまな考えがあり、一律的な定義をすることは容易ではない。しかし、ここで協同組合の定義を問題にするのは、協同組合の本質の理解を通じ、協同組合を営利企業や他の同種の団体から区別する基準を明らかにするためであり、そしてそれは法解釈論ひいては立法論にも直結する問題であるからにほかならない。

これまで、さまざまな思想家・学者によって協同組合とは何たるかが定義・議論されてきたが、国際協同組合同盟（ICA）は、1995年のマンチェスター大会における「協同組合におけるアイデンティティに関する声明」のなかで、初めて協同組合を定義した。これは、協同組合陣営が国際的に自己認識したものとして画期的意義を有するものといえる（注1）。

その定義は、協同組合とは、「共同で所有し、民主的に管理する事業体（企業体）を通じて、共通する経済的、社会的、文化的ニーズや願いを実現するための人びとの自主的な結合組織（団体）である（A co-operative is an autonomous association of persons united voluntarily to meet their common economic, social and cultural needs and aspirations through a jointly-owned and democratically-controlled enterprise.）」というものである。

ここから抽出できる協同組合の特質は、①共通的な目的をもった人びとの自主的な結合体・団体であること、そしてそのニーズや願いの実現という目的を、②共同で所有され民主的にコントロールされる事業体・企業を通じて実現するというものであるということ、の2点である。しかし、これだけでは営利企業や他の団体から区別する基準としては不十分であり、協同組合の価値とそれを実践していくうえでの指針としての協同組合原則を一体のものとして理解することが必要であろう（注2）。

ところで、協同組合の概念規定に関する実定法として、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）がある。具体的には、同法22条は「この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない」とし、協同組合原則を協同組合の法定条件として掲げる。わが国の各種協同組合法は、独占禁止法22条が同法の適用を除外している団体を「協同組合の理想型と認め、この理想型に完全に合致し、又は少なくとも相当の程度においてこれに接近するように、各協同組合を規制している」（注3）といえるので、わが国の法律上、協同組合なるものがどのようにとらえられているかをみておこう。

- ① 小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること。
- ② 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、または脱退することができること。
- ③ 各組合員が平等の議決権を有すること。
- ④ 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令または定款に定められていること。

わが国において、この独占禁止法と各協同組合法が制定された当時の協同組合原則は、いわゆる「1937年原則」であり、それは、第1原則＝加入脱退の自由、第2原則＝民主的管理（1人1票）、第3原則＝利用高分配、および第4原則＝出資子制限の4つの基本原則と、第5原則＝政治的宗教的中立、第6原則＝現金取引、および第7原則＝教育の促進の3つの任意原則からなっており、4つの基本原則は、ICA加入条件であり、最も重要な原則として位置づけられていた（注4）。この原則には、独占禁止法の適用除外要

件の1つである「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とする」ことは現れてこない。これは、相互扶助要件というものは、そもそも協同組合の運営の原則というより、むしろ協同組合の目的である結成の動機そのものであるためであろう。1995年のICAの定義には相互扶助という言葉はないが、事業を通じて共通の目的を実現するための自主的な結合体ということの当然の前提であることは疑いがない(注5)。

問題は、原則にも明文がない小規模の事業者または消費者の概念である。これは、協同組合が資本主義社会における経済的弱者の自衛組織として発達してきた歴史的経過から自明のことであり、また、協同組合運動に参加する資格を制限的に明記する必要がなかったからではないかと思われるが、経済政策上は、協同組合を独占禁止政策のなかに包摂するにあたって避けられないものだったのである。なお、協同組合法と独占禁止法との関係については、別途、後述する。

以上を総合すると、価値基準については、抽象的概念であり、それ自体をもって他の企業体と区別する基準にはなりがたく、他の企業体と区別しうるものは、その目的と運営原則にあるといえよう。

平たくいえば、協同組合は、共通の目的をもつ人々が、自助の上に立ち、共同で行う事業体(企業)の事業の助けを借りて自己の生活・事業活動における経済的便益を得ようとするものであり、この点に協同組合の第1のそして基本的な特徴が存在する。第2の特徴としては、協同組合の組合員は、同時に事業体(協同組合)の所有者であり、かつ顧客でもあり供給者でもあるという三位一体性を有する点を挙げることができる。そして、第3の特徴は、これらと並んで協同組合の人的要素の優位性、すなわち1人1票制に基づく民主主義の原則がその運営を貫いている点である。以上の3つの特徴が、協同組合を他の経済主体から区別する、不変で、かつ、本質的な特質であるといえよう。

(注1) この声明は、協同組合の定義、価値、そして原則からなっているが、その内容は1997年のICAの総会で承認されたICAの定款5条にそのまま盛り込まれた。

そして、国連の専門機関である国際労働機関(ILO)の「協同組合振興勧告2002

●著者紹介

明田 作 (あけだ・つくる)

1949年 福島県生まれ。

1973年 東京教育大学卒業。

大学卒業後、全国農業協同組合中央会、農林中央金庫嘱託を経て、現在、農林中金総合研究所・客員研究員（1992年から2005年まで農業協同組合監査士試験委員、2003年から2007年まで日本協同組合学会副会長を務める）。著書として、『新農協法』（全国協同出版・共著、2007年）、『農業協同組合の法人税・消費税』（中央経済社・共著、2004年）、『ILO・国連の協同組合政策と日本』（日本経済評論社・共著、2003年）等がある。

農業協同組合法 [第二版]

2010年2月24日	初版第1刷発行	著者	明田 作
2011年2月25日	第2刷発行	発行者	金子 幸司
2012年4月10日	第3刷発行	発行所	(株)経済法令研究会
2016年5月20日	第二版第1刷発行		〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21 電話 代表 03(3267)4811 制作03(3267)4823

<検印省略>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／佐藤 修 制作／菊池一男・笹原伸貴 印刷／日本ハイコム(株)

© Tsukuru Akeda 2016 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2381-3

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届けいたします。下記ホームページのトップ画面からご登録ください。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。